

10. 交通・移動・外出

バス・電車等の割引

- 【 内 容 】 障害の種類により、最高 50%の割引があります。
乗車券などを購入する際に、手帳を提示してください。
西鉄及び堀川バスにおいて、精神障害者保健福祉手帳を持つ方も対象になりました。
(平成 29 年 4 月 1 日～)

■おことわり■

- ①交通運賃の割引につきましては、各々の会社の定めに基づき実施されております。
割引率に関わらない最低運賃の規程や、幼児・乳児が利用する際の割引規定等、詳細につきましては各駅・バスセンター等の窓口や乗務員にご確認ください。
- ②この冊子には、久留米市にお住まいの方が、通常利用する頻度が高いと考えられる交通機関について取り上げ、紹介しております。ここには記載されていない交通機関(例：福岡市営地下鉄・ジェイアール九州バス・昭和バス・筑豊鉄道等)におきましても、それぞれの会社の定めに基づいた割引が実施されておりますので、ご利用の際、窓口や乗務員におたずねください。

J R 旅 客 運 賃

- 【利用方法】 (1)乗車券などを購入又は料金を支払う際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
(2)第 1 種の障害者(大人)が介護者同伴で利用する場合で、100km までの区間を乗車するときは、券売機で小児の普通片道乗車券を購入し、利用することも可。その際は、改札口等で係員に手帳を提示し、乗車券の改札を受けること(自動改札機利用不可)

- 【 注 意 】 (1)乗降の際及び乗車中は手帳を携帯し、係員の請求があったときはご提示ください。
(2)割引が適用される「介護者」とは、次の 3 つをすべて満たす方をいいます。
なお、割引が適用される介護者は、障害者 1 人に対し 1 人です。
① 介護能力があると認められるとき
② 購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障害者と同一であるとき
③ 障害者と同時に乗車券を購入(使用)するとき
(3)ミニ回数券(6 枚つづり)は割引対象ではありません。
(4)通学定期乗車券を購入する場合は、大学生用定期券の 5 割引の料金が適用されます。
(5)介護者の定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、通勤定期での料金適用となります。

①第一種身体障害者・知的障害者(療育手帳 A1・A2・A3)

対 象	種 類	割引率	特 記 事 項	購入条件
本人単独時	普通乗車券	5 割	・片道 100Km を超える利用の場合のみ ・バスは距離制限無	手帳提示
介護者同伴時	普通乗車券	5 割	(注)介護者同伴時は、距離の制限なし。	手帳提示
	回数券	5 割	・11 枚綴りの回数券に限る ・バスは割引なし	
	定期券鉄道	5 割	・小児定期券の割引なし	
	定期券バス	3 割	・小児定期券該当者の介護者のみ適用	
	普通急行券	5 割		

②第二種身体障害者・知的障害者(療育手帳 B1・B2)

対象	種類	割引率	特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	・片道100Kmを超える利用の場合のみ ・バスは距離制限無	手帳提示
介護者	定期券鉄道	5割	・12歳未満の障害のある方の介護者のみ適用	手帳提示
	定期券バス	3割		

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	JR九州久留米駅	☎0942-32-2105
------	----------	---------------

西鉄電車・西鉄バス

【利用方法】 乗車券などを購入するとき又は料金を支払うときに、手帳を提示してください。

- 【注意】
- (1) 障害者用 nimoca 以外でバスをご利用のときは、バスを降りる際にお客様の手帳提示により、割引処理が行われます。
 - (2) 障害者用 nimoca で利用の時は、手帳の提示は必要ありません。
 - (3) 割引が適用される「介護者」とは、次の3つをすべて満たす方をいいます。
なお、割引が適用される介護者は、障害者1人に対し1人です。
 - ① 介護の能力があると認められる6歳以上のもの
 - ② 購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障害者と同一であるとき
 - ③ 障害者と同時に乗車券を購入（使用）するとき
 - (4) 定期乗車券については、介護者が通学定期の資格者であっても、大人通勤定期券の購入に対しての割引適用運賃になります。
 - (5) 介護者の定期乗車券は、障害者の介護時のみ使用できます。（単独でご乗車の時は普通運賃となります。）

① 第一種身体障害者・知的障害者(療育手帳 A1・A2・A3)・精神障害者1級

対象	種類	割引率	特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	・電車のみ ・小児定期券の割引なし、介護者同伴時のみ適用	手帳提示
	回数券	5割		
	定期券	5割		
介護者	普通乗車券	5割	・電車のみ ・通勤定期券を適用	手帳提示
	回数券	5割		
	定期券	5割		

② 第二種身体障害者・知的障害者(療育手帳 B1・B2)・精神障害者2・3級

対象	種類	割引率	特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割	・電車のみ	手帳提示
	回数券	5割		
介護者	定期券	5割	・12歳未満の障害のある方の介護者のみ適用	手帳提示

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	西鉄お客様センター	☎0570-00-1010
一部ご利用いただけない電話がございます。その際は☎092(303)3333をご利用ください。		

堀 川 バ ス

【利用方法】 乗車券などを購入又は料金を支払う際に、手帳を提示してください。

【注意】 回数券と定期券は、心身障害児・者施設で指定救護施設として指定を受けている施設に、入所又は通所している人が対象になります。割引証は、施設の代表者が交付します。

身体障害者・知的障害者(療育手帳 A・B)・精神障害者

対 象	種 類	割引率	特 記 事 項	購入条件
本 人	普通乗車券	5 割		手帳提示
	回数券	5 割		割引証要
	定期券	3 割	・小児定期券の割引なし	//
介護者	普通乗車券	5 割	第一種身体障害者・知的障害者(療育手帳 A)・精神障害者 1 級 のみ	手帳提示
	回数券	5 割	第一種身体障害者・知的障害者(療育手帳 A)・精神障害者 1 級 のみ	割引証要
	定期券	3 割	・通勤定期券を適用	//

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	堀川バス	☎0943-23-2115	FAX 0943-23-6269
------	------	---------------	------------------

甘 木 鉄 道

【利用方法】 乗車券などを購入する際に、手帳を提示してください。

身体障害者・知的障害者(療育手帳 A・B)・精神障害者

対象者	割引率
身体障害者 1 級・療育手帳 A・精神障害者保健福祉手帳 1 級	5 割 (介護者も含む)
身体障害者手帳 2~6 級・療育手帳 B・精神障害者保健福祉手帳 2~3 級	5 割 (本人のみ)

問合せ先	甘木鉄道	☎0946-23-1111
------	------	---------------

航 空 便

【割引の内容】 12 歳以上の第一種障害者(身体・知的、介護者 1 人を含む)、第二種障害者又は精神障害者の方は、航空旅客運賃の割引が適用されます。

購入手続

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

対象者(12 歳以上)

- ① 第一種身体障害者・知的障害者・戦傷病者(本人あるいは本人と介護者)
- ② 第二種身体障害者・知的障害者・戦傷病者(本人のみ※航空会社により異なる)
- ③ 精神障害者(本人あるいは本人と介護者)

割引率と対象路線

各航空会社または路線により異なりますので、各航空会社へお問合せください。

福祉タクシー料金の助成

【内容】 軽自動車税または自動車税の減免を受けていない在宅の重度心身障害の方に、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を目的として、タクシーの初乗り料金を助成します。ただし、市で契約しているタクシー会社に限りです。

【対象者】 軽自動車税または自動車税の減免を受けていない、久留米市の住民基本台帳に記載されている在宅の方で、以下のいずれかに該当する方。（施設入所中の方は対象外です。）

- ① 視覚障害のみで 1 級、2 級の手帳交付を受けている方
- ② 肢体不自由のみで 1 級、2 級の手帳交付を受けている方
- ③ 単一の内部機能障害で 1 級、2 級の手帳交付を受けている方
- ④ 療育手帳 A の交付を受けている方又は、児童相談所若しくは障害者更生相談所で I Q がおおむね 35 以下と判定された方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級の交付を受けている方

【助成内容】

- ・福祉タクシー利用券を月 4 枚（腎臓機能障害で透析を受けている方は月 6 枚）交付。申請日の属する月から年度末（3 月）までの月数分を一括交付。
- ・1 回のご乗車につき、タクシー利用券は 1 枚使用できます。
- ・利用券 1 枚につき、タクシーの初乗り料金を助成。（リフトつきタクシーは 2 km までの料金）

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ② 印かん（代理申請の場合は必須）

タクシー料金の助成についての詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

タクシー料金の 1 割引制度

【内容】 身体障害者手帳、療育手帳又は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がタクシーを利用する際に、手帳の等級に関係なく、料金の 1 割を割引する制度です。（※一部のタクシー会社では、実施していない場合があります。）

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳又は、精神保健福祉手帳の交付を受けている方

【利用方法】 乗車の際に、乗務員に手帳を提示してください。

タクシー料金の割引制度についての詳しい内容は、各タクシー会社におたずねください。

久留米旅客自動車事業協同組合 久留米タクシー協会	〒830-0017	日吉町 18-1 タクシー交通会館	☎0942-33-8228	FAX0942-35-3861
-----------------------------	-----------	----------------------	---------------	-----------------

有料道路の通行料金割引

【 内 容 】 高速道路等の有料道路で、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、利用料金の割引を行うものです。

【 対 象 者 】 ①身体障害者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合(第一種、第二種障害者)
 ②第一種身体障害者の方、または療育手帳 A の方が、介護者の運転する車に乗車する場合
 ※自動車の所有者は原則として、障害のある方本人、または障害のある方と生計を共にしていることが必要です。
 ※営業用の車は認められません。1 人に 1 台の車が対象となります。
 ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象となりません。
 ※その他対象とならない自動車の要件がございますので、詳細はお尋ね下さい。

【 割 引 率 】 50%以内 (E T C 休日割引など他の割引制度の要件も同時に満たす場合は、割引後の料金が安くなる方が適用されます。)

【 手続に必要なもの 】 【 E T C を利用しない場合 】
 ア. 本人運転の場合...身体障害者手帳、運転免許証、車検証
 イ. 介護者運転の場合...身体障害者手帳または療育手帳、車検証
 (注意) E T C をご利用の場合は、上記の他に次の 2 点が必要です。
 (1) E T C カード (原則として 20 歳以上は障害者ご本人名義)
 (2) E T C 車載器セットアップ申込書・証明書など (登録を受けようとする車に取り付けられセットアップが完了した E T C 車載器管理番号が確認できるもの)

【 手続の方法 】 福祉事務所 (障害者福祉課または各総合支所市民福祉課) に申請に必要な物をお持ちいただき、手帳に証明印の押印を受けます。料金所では、手帳の提示が必要です。割引有効期間は、手続の終了日から 2 回目の誕生日までです。更新の手続は、有効期限終了日の 2 ヶ月前からできます。車や車の所有者・使用者、E T C カードの名義・番号、E T C 車載器の管理番号、申請者の名前・住所 (E T C 割引の場合) が変わる場合には、変更申請が必要となります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町榑津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
有料道路 E T C 割引登録係	☎045-477-1233			
西日本高速道路株式会社 九州支社	☎092-260-6111			
福岡都市高速	☎092-631-0122			
北九州都市高速	☎093-922-6811			
福岡県道路公社 (冷水有料道路等)	☎092-641-0103			

移動支援（ガイドヘルプ）

【 内 容 】 一人での外出が困難な障害者が、公共交通機関を使って外出する際に、付き添う人がいない場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。

【 対 象 者 】 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方
 (1)重度の脳性まひ者等全身性障害者・児（両上肢及び両下肢に障害があり、
 肢体不自由の程度が身体障害者手帳 1～2 級に該当する人。）
 (2)知的障害者・児（療育手帳所持者）
 (3)精神障害者・児

【自己負担額】 (1) 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・無料
 (2) 市町村民税課税世帯・・・費用の1割負担（月額上限 18,600 円）

【支援内容】 社会生活上外出が必要不可欠な場合
 ・銀行や郵便局などの金融機関の利用
 ・散髪・美容（清潔を保つため）
 ・冠婚葬祭への出席など
 ・家族や知人へのお見舞い など

余暇活動等社会参加のための外出をする場合
 ・地域の行事への参加
 ・障害者団体の会合への参加
 ・買い物のための外出 など

原則として利用できない場合

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や、通学、通所等の通年かつ長期的にわたる外出、及び社会通念上適当でないと認められる外出は利用できません。（宿泊を伴う利用もできません。）

【注意】定期的な通院については、居宅介護（ホームヘルプ）の通院等介助の適用となるため、移動支援では利用できません。

利用する場合の交通手段

利用する際の移動は、公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）を利用してください。（ヘルパーの自家用車の利用や、ヘルパーの運転による移動はできません。）

【注意】利用の際の交通費は利用者の負担となります。（ヘルパー及び利用者分）

【利用方法】 このサービスを利用するには、まず、地域生活支援事業の利用申請を行い、利用者証の交付を受ける必要があります。
 その後、利用したい指定の事業者はその利用者証を提示し、事業者と利用の契約を結んだうえで利用することになります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潁総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潁町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

同行援護

- 【 内 容 】 移動に著しい困難を有する視覚障害者の外出時に同行し、移動の援護・必要な情報の提供等を行います。
- 【 対 象 者 】 視覚障害者・児で一定の要件を満たす方
- 【自己負担額】 所得等に応じた自己負担額があります。（市民税非課税世帯は無料です。）
- 【 注 意 】 事前に支給決定が必要です。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

行動援護

- 【 内 容 】 一人での行動が著しく困難な重度の知的障害や精神障害がある人が、外出する際（通院を含む。）に、付き添う人がいない場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
- 【 対 象 者 】 行動上著しい困難を有する知的障害者または精神障害者（障害支援区分3以上、児は3相当以上）
- 【自己負担額】 所得等に応じた自己負担額があります。（市民税非課税世帯は無料です。）
- 【 注 意 】 （1）事前に支給決定が必要です。
（2）障害児は、保護者の状況や障害の程度をふまえて支給決定しますので、利用にあたっては窓口へご相談ください。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

リフトカーの貸出

- 【 内 容 】 歩行困難な障害児・者、高齢者の社会参加の機会拡大のために、リフトカーの貸し出しを行います。(運転者は申込者側で確保していただきます。)
- 【 対 象 者 】 久留米市内にお住いの高齢者・障害者で、移動が困難な人。
ただし、施設や病院に入所・入院している人は除きます。
- 【 貸出車両 】 (1)日産 キャラバン リフト式 1台
総定員9人(車いす3台、又は4台含む)
総定員10人(車いす2台の場合)
(2)スズキ ワゴンR スロープ式 2台
総定員3人(車いす1台含む)
- 【 貸出期間 】 1日(8:30~17:00の間)
ただし、利用は久留米市内とその隣接地域に限ります(高速道路の利用はできません)。
- 【 利 用 料 】 無料
ただし、有料駐車場使用料などは利用者負担です。
- 【 注 意 】
- ・予約は利用日の30日前から受け付けます。
 - ・本来は、社会福祉協議会が、事業などで使用する車両のため、利用できない日があります。
 - ・定期的、占有的な利用はできません。
 - ・運転手のあっせんはいたしません。
 - ・車内は禁煙です。

問合せ先・手続窓口				
久留米市社会福祉協議会	〒830-0027	長門石 1-1-34	☎0942-34-3035	FAX0942-34-3090

市営自転車駐車場の利用料金の減免

- 【 内 容 】 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、駐車料金が半額となる制度があります。
※ 但し、JR久留米駅西口自転車駐車場の現金払いでのご利用は除きます。

問合せ先				
久留米市役所 交通政策課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9092	FAX0942(30)9714

有料自転車駐車場一覧

自転車駐車場名	住所	電話	最寄り駅	自転車	原付 (50cc以下)
東町地下自転車駐車場	東町 72	0942-31-3310	西鉄久留米駅	2004台	-
西鉄久留米駅高架下 自転車駐車場	東町 344-2	0942-31-2512	西鉄久留米駅	276台	200台
JR久留米駅東口 自転車駐車場	城南町 2-14	0942-31-3302	JR久留米駅	615台	143台
JR久留米駅西口 自転車駐車場	京町 167-1	0942-31-3302 (JR久留米駅東口自転車駐車場)	JR久留米駅	144台	17台 (自動二輪駐車可)

駐車禁止除外指定車標章の交付

【 内 容 】 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた障害者本人が現に使用中の車両が駐車禁止の除外対象となります。車両を保有していない方でも交付が受けられます。使用する車両を特定しないので、タクシーや福祉車両等幅広く使用することができます。

【 対 象 者 】 身体障害者手帳などの交付を受けている方で、県内に住所を有し、かつ下記の障害者の区分・等級に該当する方。
平成 22 年
4 月 1 日改正

障害の区分	障害の級別	障害の区分	障害の級別
視覚障害	1～3 級 及び 4 級の 1	心臓機能障害	1 級及び 3 級
		腎臓機能障害	1 級及び 3 級
聴覚障害	2 級及び 3 級	呼吸器機能障害	1 級及び 3 級
平衡機能障害	3 級	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級
上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	小腸機能障害	1 級及び 3 級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～3 級
下肢不自由	1 級～4 級	肝臓機能障害	1 級～3 級
体幹不自由	1 級～3 級	療育手帳	A・A1・ A2・A3
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害の 2 級以上 (一上肢のみを除く)	精神障害者保健福祉手帳	1 級
	移動機能障害の 4 級以上		

【注意】 次の項目のいずれかに該当する方は、個別にお問い合わせください。

- (1) 身体障害者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限される方
- (2) 戦傷病者手帳を所持している方
- (3) 色素性乾皮症の方
- (4) 2 つ以上の障害を有する方で交付対象に該当するか分からない方

【級別の詳細】

視力障害 4 級の 1 : 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの

上肢不自由 2 級の 1 : 両上肢の機能の著しい障害

上肢不自由 2 級の 2 : 両上肢のすべての指を欠くもの

【 手 続 窓 口 】 各所轄の警察署

【 手 続 に 必 要 な も の 】 (書類は申請書以外 2 通ずつ必要です)

- ①申請書 複写式(警察署備え付け)
- ②印かん
- ③身体障害者手帳など(写し)
- ④住民票(1 枚はコピーで可。発行日から 3 か月以内のもの。)
- ⑤代理人が申請する場合は、申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状等。

【 注 意 】 制度の改正前(平成 19 年 9 月以前)から駐車禁止除外指定を受けていて、改正に伴い障害の区分に該当しなくなり、駐車禁止除外指定を受けることができなくなった場合、経過措置を受けられる場合がありますので、所轄の警察署におたずねください。

問合せ先	久留米警察署	☎0942-38-0110
	うきは警察署	☎0943-76-5110 (田主丸町にお住まいの方)

ふくおか・まごころ駐車場利用証の交付

- 【内容】 福岡県では、公共施設や商業施設等の障害者等用駐車場などの適切な利用を確保し、障害者や高齢者、妊産婦等が安心して施設を利用できるように「ふくおか・まごころ駐車場」の登録及び利用証の発行を行っています。
- 「ふくおか・まごころ駐車場」に登録された駐車場には目印のステッカーが掲示されます。
- 対象者には、申請により利用証が発行され、対象者が運転又は同乗する場合に、利用証を車内に掲示することで、「ふくおか・まごころ駐車場」を利用できます。

- 【対象者】
【手続に必要なもの】
【有効期間】

区分	障害の級別等	申請に必要なもの (※)	有効期間
視覚障害	4級以上	①身体障害者手帳 ②運転免許証（車椅子常時利用で自ら運転する人の場合）	対象基準に該当しなくなるまで
聴覚障害	3級以上		
平衡機能障害	5級以上		
上肢機能障害	2級以上		
下肢・移動機能障害	6級以上		
体幹機能障害	5級以上		
内部機能障害	単一で4級以上		
療育手帳	A・A1・A2・A3	療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	1級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証 又は小児慢性特定疾患医療受診券	
高齢者	介護保険要介護1以上	介護保険被保険者証	
妊産婦	妊娠7か月から産後3か月までの人	母子健康手帳	妊娠7か月から産後3か月まで
車いす等使用のけが人	1年以内の車椅子・杖等の補装具等の使用	①身分証明書（運転免許証等） ②診断書	1年以内の車椅子・杖等の補装具等の使用期間

【注意】(1)代理申請の場合は、上記の書類等に併せて、代理申請者の身分証明書（運転免許証等）が必要です。

(2)郵送申請の場合は、福岡県障害者福祉課に申請書と必要書類等の写しを送付してください。

- 【手続窓口】 北筑後保健福祉環境事務所分庁舎（合川町）、北筑後保健福祉環境事務所本庁舎（朝倉市甘木）ほか、県内の福岡県保健福祉環境事務所等。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先		
福岡県 福祉労働部 障がい福祉課	☎092-643-3264	FAX092-643-3304
北筑後保健福祉環境事務所分庁舎	☎0942-30-1072	FAX0942-37-1973

専用場所駐車標章

【内容】 公安委員会から「専用場所駐車標章」の交付を受けている障害者が運転する普通自動車については、高齢運転者等専用駐車区間及び高齢運転者等時間制限駐車区間に駐車することができます。
この場合、専用場所駐車標章の提出が必要です。

【対象者】 身体障害者マーク又は聴覚障害者マークの対象者
【注意】(1)「身体障害者マークの対象者」とは、肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人です。
(2)「聴覚障害者マークの対象者」とは、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警報機の音が聞こえない程度で、90デシベルの警報機の音が聞こえない程度の聴覚障害にあることを理由に免許に条件を付されている人です。

【手続窓口】 申請者の住所地を管轄する警察署（交通課）又は警察本部駐車対策課 運用係
☎092(641)4141(代)

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先	久留米警察署	☎0942-38-0110	
	うきは警察署	☎0943-76-5110	(田主丸町にお住まいの方)

自動車運転免許取得費の助成

【内容】 満18歳以上の身体障害手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、就職や自立更生等、社会参加を図るために自動車運転免許を取得した場合、費用の一部が助成されます。
※免許取得後（6ヶ月以内）に申請が必要です。

【対象者】 ①身体障害者手帳4級以上、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
②本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている方
③運転免許取得により社会参加が見込まれる方
④過去に運転免許を受けた後、自己の責任において当該免許を失効させ、又は当該免許の取消しの行政処分を受けていない方

【手続に必要なもの】 ①申請書
②運転免許の取得に要した費用を証する書類（社印及び代表者印が押印しており、入学金・教習料金が明記されているもの）
③運転免許の写し
④身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
⑤課税状況等を確認するための同意書
⑥市町村民税の額がわかるもの（久留米市に課税状況がない方）
⑦印鑑

【助成内容】 (1) 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・23万円

(2) 市町村民税課税世帯・・・10万円

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀨総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀨町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

自動車購入・改造費の助成

- 【内容】 身体に障害のある方が就労等により、自動車を取得する場合、その自動車の購入・改造費(ハンドル・ブレーキ・アクセル等)の一部の補助があります。また、介護者が車いすを乗せることができる自動車を購入・改造する場合も補助に該当する場合があります。
※必ず事前に申請が必要です。

- 【対象者】 次の①②のいずれかに該当する方で、申請日から実績報告日まで本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている方
 ①自ら所有し、かつ運転する特殊な自動車の場合、肢体不自由で(原則4級以上)の身体障害者手帳をお持ちの方
 ②車いす等を安全に運搬することができる装置を取り付けた自動車の場合、補装具として車いす等の交付を受けている又は身体障害者手帳の障害内容が車いす等の交付条件に該当しており、車いす等を使用している方を介護している方
 【注意】上記の条件を満たしていても、過去5年以内に助成を受けたことがある方は、5年を経過するまで助成を受けることができません。

- 【手続きに必要なもの】 ①申請書
 ②業者の見積書(社印及び代表者印が押印されたもの)
 ③価格表
 ④製品のカatalog
 ⑤運転免許証の写し
 ⑥身体障害者手帳の写し
 ⑦車検証(購入の場合は後日提出)
 ⑧課税状況等を確認するための同意書
 ⑨市町村民税課税の額がわかるもの(久留米市に課税状況がない方)
 ⑩印かん

- 【助成額】 (1)生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・・・15万円
 (2)市町村民税課税世帯・・・10万円

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

